

国自貨第 2 4 5 号
国自安第 5 4 号
国自旅第 7 1 号
令和 7 年 8 月 7 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長
(公 印 省 略)

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における
輸送の安全に関する業務の管理の受委託について

みだしのことについては、別紙の許可基準等により、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）第 35 条及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「トラック法」という。）第 29 条による許可事務を行うこととするので、遺漏のないように取り計らわれない。

1. 用語の定義

本通達において使用する用語は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「輸送安全規則」という。）及び対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号。以下「点呼告示」という。）において使用する用語の例による。

2. 受委託の範囲

本通達において定める受委託の対象となる業務の範囲は、運輸規則第 24 条及び輸送安全規則第 7 条に規定する業務のうち、点呼告示第 7 条第 8 号に基づき、事業者間の遠隔点呼（以下「事業者間遠隔点呼」という。）を行う運行管理者等の属する自動車運送事業者（以下「受託事業者」という。）及び事業者間遠隔点呼を受ける運転者等の属する自動車運送事業者（以下「委託事業者」という。）が締結する契約に基づいて決定した業務とする。

3. 受委託の要件

（1）委託事業者及び受託事業者

委託事業者及び受託事業者は、一般旅客自動車運送事業者又は一般貨物自動車運送事業者等若しくは特定第二種貨物利用運送事業者であり、かつ、点呼告示第 5 条の機能の要件を満たす遠隔点呼機器を有する自動車運送事業者であることとする。

また、受託事業者は委託事業者と同一の事業及び種別であることとし、受委託の許可は営業所単位で行うこととする。

（2）受委託に係る条件

ア 委託事業者及び受託事業者は、点呼告示で規定される事項を遵守すること。

イ 委託事業者及び受託事業者は、事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書等について、事前に協議の上で定めること。

ウ 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書等を取決めがない事象が生じた場合又は委託される業務内容に変更が生じた場合においては、委託事業者及び受託事業者間において協議の上、対応を決定すること。

エ 委託事業者及び受託事業者は、事業者間遠隔点呼を受ける運転者等に係る個人情報の取扱いについて双方で同意を得ること。

オ 委託事業者及び受託事業者は、あらかじめ、事業者間遠隔点呼実施者と被事業者間遠隔点呼実施者の属する営業所の運行管理者等との間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えること。

カ 上記に係る連絡体制については冗長性を持たせるものとし、かつ、緊急時の連絡方法等についてあらかじめ定めておくこと。

キ 委託事業者は、受託事業者に対し、事業者間遠隔点呼が適切に行われているか定期的に調査するとともに、是正すべき事項がある場合は、受託事業者に必要な事項を申し入れるなど適切に業務管理をすること。

ク 受託事業者は、委託事業者が行う調査・管理について協力するとともに、上記調査によらず受託事業者において是正すべき事項が明らかとなった場合には、受託事業者は当該事項について委託事業者に報告すること。

4. 個人情報の取扱いに係る留意事項

委託事業者及び受託事業者は、事業者間遠隔点呼を受ける運転者等に係る個人情報について、第三者に漏洩しないよう厳格に管理する、目的外に使用しないなど厳正に取り扱わなければならない。

5. 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の報酬

事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の報酬については、本通達の管理の受委託に係る諸経費が含まれ、委託事業者と受託事業者との間において合意したものであり、事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の報酬の算出の方法、基準及び支払方法・支払期限が明確にされていること。

また、業務量又は諸経費の増加又は減少を伴う事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託内容の変更が行われた場合は、管理の報酬を増額又は減額するものとし、その算出の方法等についても明確にされていること。

6. 行政上の責任

事業者間遠隔点呼の実施違反、記録違反等の違反行為に対する運送法第40条第1号及びトラック法第33条第1号に規定する行政処分は、個別具体的な事例に応じ、受託営業所又は委託営業所を対象とする。具体的には、次の例のとおりである。

ア 事業者間遠隔点呼を行うべき運行管理者等が正当な理由なく事業者間遠隔点呼を実施しなかった場合、点呼の実施記録に係る記載事項の不備があった場合などは、受託営業所が行政処分の対象となる。

イ 事業者間遠隔点呼を受けるべき運転者等が事業者間遠隔点呼を受けずに運行した場合、委託営業所が点呼告示又は本通達で定められた書類又は情報等を提出しないなどの場合は、委託営業所が行政処分の対象となる。

なお、事業者間遠隔点呼について、受託営業所の責任が問われる場合であっても、受託営業所において事業者間遠隔点呼に係る違反が一定期間行われ

ていたと認められるときには、9.(2)イに基づき、許可条件違反とする余地があり得ることに留意すること。

また、委託営業所及び受託事業所が二以上の地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の管轄区域にわたる場合にあっては、監査を実施する場合及び違反行為等が認められた場合には、上記営業所を管轄する地方運輸局間において緊密に連絡を取り合うこと。

7. 事業者間遠隔点呼の業務に係る管理の受委託契約の終了

(1) 契約終了の要件

委託事業者及び受託事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合においては、事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託契約を速やかに終了しなければならない。

ア 受託営業所が事業者間遠隔点呼を適切に行っていないことが判明し、3.(2)キに基づく申し入れ等によっても不適切な事業者間遠隔点呼が是正されないとき。

イ 委託営業所又は受託営業所のいずれかが、運送法第40条又はトラック法第33条に基づく許可の取消し又は事業の停止処分を受けたとき。

(2) 国による取消し

各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長は、委託事業者及び受託事業者が、事業者間遠隔点呼の業務に係る管理の受委託の許可に関し、(1)に掲げるいずれかに該当する場合において、合理的な期間内に契約を終わらせないとき又は申請に係る管理の委託受託契約書若しくは管理の実施方法の細目に記載した内容に違反した場合は、当該許可を取り消すことができる。

8. 許可申請等

(1) 開始申請

ア 事業者間遠隔点呼を行おうとする委託事業者及び受託事業者は、事業者間遠隔点呼を行う2か月前までに、管轄の運輸監理部又は運輸支局（沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所。なお、管轄する運輸監理部又は運輸支局が二以上にまたがる場合は、受託営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局。以下同じ。）を経由して管轄の地方運輸局に対し、別添1の事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託許可申請書に、次の書類を添付し申請することとする。

- ① 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書の写し
- ② 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の実施方法の細目を記載した書類
- ③ 自己点検表

イ 地方運輸局並びに運輸監理部若しくは運輸支局は、申請に際して、委託事業者又は受託事業者に対し、許可審査事務のため資料の提示等を求めることができる。

ウ 許可申請に対する標準処理期間は2か月間とする。

(2) 変更届出

委託事業者及び受託事業者は、(1)により許可を受けた事項のうち、次に掲げる事項について変更が生じたときは、15日以内に、管轄の運輸監理部又は運輸支局を経由して管轄の地方運輸局に対し、別添2の事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託事項変更届出書により届出を行うこととする。

ア 委託事業者の氏名、名称若しくは住所又は委託営業所の名称又は所在地

イ 受託事業者の氏名、名称若しくは住所又は受託営業所の名称又は所在地

ウ 事業者間遠隔点呼を行う場所若しくは住所又は使用する遠隔点呼機器の名称

エ 委託営業所又は受託営業所の運行管理者・補助者数、運転者等数、保有車両台数

(3) 終了届出

委託事業者及び受託事業者は、許可期間満了前に事業者間遠隔点呼の業務に係る管理の受委託契約を終了したときは、15日以内に、管轄の運輸監理部又は運輸支局を経由して管轄の地方運輸局に対し、別添3の事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託終了届出書により届出を行うこととする。

9. 許可書及び許可状況の管理等

(1) 許可書の様式

許可書の様式は、別添4のとおりとする。

(2) 許可条件の付記

各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長は、本通達の事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託に係る許可を行う際には、次に掲げる条件を付すほか、当該管理の受委託の期間に応じた期限を付すとともに、必要に応じてその他の条件を付すものとする。

ア 7.(1)に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、別添3の事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託終了届出書を管轄する運輸監理部又は運輸支局に提出すること。

イ 委託事業者は、受託事業者が委託に係る業務を適切に行っているか、定期的に調査・管理すること。

ウ 受託事業者及び委託事業者は、当該許可に係る業務に関し、申請に係る事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書及び事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書及び事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書及び事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書

係る業務の管理の実施方法の細目に記載した内容を遵守すること。

エ 国土交通大臣又は地方運輸局長が、法令に基づき命令を発したときは、委託事業者は、その実施につきその責に任じるとともに、受託事業者はこれに全面的に協力すること。

(3) 許可状況の管理

地方運輸局は、別添 5 の様式の台帳をもって、事業者間遠隔点呼の実施に係る業務の管理の受委託の許可状況の管理を行うこと。

(4) 許可期間

事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託の許可期間は最長 5 年間とし、その更新に当たっても同様とすること。なお、更新の申請は、許可期間の終了する 2 か月前までにこれを行うよう指導すること。

10. 地方運輸局による指導

(1) 地方運輸局は、本通達の事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託の許可を受けた事業者間遠隔点呼が的確に行われるよう、旅客自動車運送適正化事業実施機関及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関等と連携の上、当該許可を受けた受託営業所及び委託営業所の実態把握及び指導に努めるなど事後チェックを徹底すること。

(2) 地方運輸局は、事業者間遠隔点呼を実施しようとしている営業所に対し、点呼告示第 7 条第 8 号及び本通達に定める契約を締結の上、事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託の許可を取得するよう指導すること。

附 則（令和 7 年 8 月 7 日付け国自貨第 245 号、国自安第 54 号、国自旅第 71 号）
この通達は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。

事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託許可申請書

令和 年 月 日

●●運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

<委託事業者>

氏名又は名称	
住 所	
代表者氏名	
担当者氏名	
担当者連絡先	電話番号
	Eメール

<受託事業者>

氏名又は名称	
住 所	
代表者氏名	
担当者氏名	
担当者連絡先	電話番号
	Eメール

事業者間遠隔点呼の実施に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託を行いたいので、【選択：道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 35 条第 1 項／貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 29 条第 1 項／貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 35 条第 6 項／貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 37 条の 2 第 3 項】の規定により、下記について記載し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 委託事業者及び受託事業者の資本関係（該当するものにチェック（✓）を記入）
- ☐ 完全子会社等（※） ☐ 資本関係あり（100%未満） ☐ 資本関係なし

（※）「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の完全子会社とみなす。）若しくは完全親会社（会社を完全子会社とする他の会社をいう。）又は当該事業者と完全親会社が同一である他の会社を指す。

2. 事業者間遠隔点呼を行う事業の種別（該当するもの1つに○をつけてください）

- ・ 一般乗合・一般貸切・一般乗用・一般貨物・特定貨物
- ・ 特定第二種貨物利用運送

3. 事業者間遠隔点呼を行う場所（営業所・車庫等の名称）、所在地（住所）、用いる点呼機器の名称（複数の営業所間で実施する場合は、営業所間ごとに下表を作成すること）

	点呼実施場所 (営業所・車庫等の名称)	所在地（住所）	点呼機器の名称
委託 営業所			
受託 営業所			

4. 事業者間遠隔点呼を行う営業所の運行管理者・補助者数、運転者等数、保有車両台数（特定自動運行保安員に対しても事業者間遠隔点呼を行う場合は、運転者と特定自動運行保安員の内訳が明らかとなるよう記載すること。また、複数の営業所で実施する場合は、営業所ごとに下表を作成すること。）

	運行管理者数	運行管理 補助者数	運転者数	特定自動運行 保安員数	保有車両 台数
委託 営業所					
受託 営業所					

5. 実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※実施開始日は申請日から2か月以上先の日付をご記入ください。

実施期間は最大で5年間です。

6. 添付書類

- ・ 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書の写し
- ・ 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類
- ・ 自己点検表

事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託事項変更届出書

令和 年 月 日

●●運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

＜委託事業者＞

氏名又は名称	
住 所	
代 表 者 氏 名	
担 当 者 氏 名	
担当者連絡先	電話番号
	E メール

＜受託事業者＞

氏名又は名称	
住 所	
代 表 者 氏 名	
担 当 者 氏 名	
担当者連絡先	電話番号
	E メール

事業者間遠隔点呼の実施に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について、下記の事項を変更したので届出します。

記

○ 変更となる事項等

許可番号	
変更した事項	

事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託終了届出書

令和 年 月 日

●●運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

＜委託事業者＞

氏名又は名称	
住 所	
代 表 者 氏 名	
担 当 者 氏 名	
担当者連絡先	電話番号
	E メール

＜受託事業者＞

氏名又は名称	
住 所	
代 表 者 氏 名	
担 当 者 氏 名	
担当者連絡先	電話番号
	E メール

事業者間遠隔点呼の実施に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託を終了したので届出します。

許可年月日	令和 年 月 日
許可番号	
受委託の終了日	令和 年 月 日
受委託を終了する理由	(例) 営業所廃止のため

〇〇〇第 号

許 可 書

委託事業者 〇〇 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿
受託事業者 △△ △△株式会社
代表取締役社長 △△ △△ 殿

令和〇〇年〇月〇〇日付けで申請のあった事業者間遠隔点呼の実施に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託については、下記のとおり許可する。

記

1. 期間

令和〇〇年〇月〇〇日から令和〇〇年〇月〇〇日まで

2. 営業所

- (1) 委託営業所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所
(2) 受託営業所 〇〇県〇〇市△△町△△番地
△△△△株式会社 △△支店
(3) 事業及び種別 〇〇事業

3. 条件

- (1) 「事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」(令和7年8月7日付け国自貨第245号、国自安第54号、国自旅第71号)の記7.の各事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託終了届出書を管轄する運輸管理部又は運輸支局に提出すること。
(2) 委託事業者は、受託事業者が委託に係る業務を適切に行っているか、定期的に調査・管理すること。
(3) 受託事業者及び委託事業者は、当該許可に係る業務に関し、申請に係る管理の委託受託契約書及び管理の実施方法の細目に記載した内容を遵守すること。
(4) 国土交通大臣又は地方運輸局長が、法令に基づき命令を発したときは、委託事業者は、その実施につきその責に任じるとともに、受託事業者はこれに全面的に協力すること。

令和〇〇年〇月〇〇日

国土交通省〇〇運輸局長 〇〇 〇〇

別添5

[illegible]

自己点検表

委託事業者・営業所名

受託事業者・営業所名

通達該当 部分	審査項目	○×	契約書等の該当部分 (必須)
3. (1)	受託事業者は委託事業者と同一の事業及び種別であるか。		
3. (1)	委託事業者及び受託事業者は、点呼告示第5条の機能の要件を満たす遠隔点呼機器を導入しているか。		
3. (2) ア	委託事業者及び受託事業者は、点呼告示第6条を満たす施設及び環境を整え、第7条に定める運用上の遵守事項を遵守することになっているか。		
3. (2) イ	委託事業者及び受託事業者は、管理の委託受託契約書等について、事前に協議の上で定めることとなっているか。		
3. (2) ウ	管理の委託受託契約書等に取り決めがない事象が生じた場合又は委託される業務内容に変更が生じた場合においては、委託事業者及び受託事業者間において協議の上、対応を決定することとなっているか。		
3. (2) エ	委託事業者と受託事業者は、事業者間遠隔点呼を受ける運転者等の個人情報の取扱いに関して双方で同意を得ることとなっているか。		
3. (2) オ	委託事業者及び受託事業者は、あらかじめ、事業者間遠隔点呼実施者と委託営業所の運行管理者等との間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えることとなっているか。		
3. (2) カ	委託事業者及び受託事業者間における連絡系統については冗長性があり、緊急時の連絡方法等についてあらかじめ定められているか。		
3. (2) キ	委託事業者は、受託事業者に対し、事業者間遠隔点呼が適切に行われているか定期的に調査することとなっているか。		
3. (2) キ	上記調査等により、是正すべき事項が明らかとなった場合は、受託事業者に必要な事項を申し入れるなど適切に業務管理することとなっているか。		
3. (2) ク	受託事業者は、委託事業者が行う調査・管理について協力することとなっているか。		
3. (2) ク	委託事業者が行う調査によらず受託事業者において是正すべき事項が明らかとなった場合に、受託事業者は当該事項について委託事業者に報告することとなっているか。		
4.	委託事業者及び受託事業者は、事業者間遠隔点呼を受ける運転者等に係る個人情報について、第三者に漏洩しないよう厳格に管理する、目的外に使用しないなど厳正に取り扱うこととなっているか。		
5.	委託料について、管理の受委託に係る諸経費が含まれ、委託事業者と受託事業者との間において合意したものとなっているか。		
5.	管理の報酬の算出の方法、基準及び支払方法・支払期限が明確になっているか。		
5.	業務量又は諸経費の増加又は減少を伴う管理の受委託内容の変更が行われた場合は、委託料を増額又は減額するものとし、その算出の方法等についても明確にされているか。		

7. (1)	受託事業者が事業者間遠隔点呼を適切に行っておらず、当該内容が是正されない若しくは委託営業所又は受託営業所のいずれかが、運送法第 40 条又はトラック法第 33 条に基づく許可の取消し又は事業の停止処分を受けたとき、事業者間遠隔点呼に係る管理の受委託契約を終了することになっているか。		
9. (4)	事業者間遠隔点呼の実施期間は、5 年以内となっているか。		

※「通達該当部分」の項中の数字は、「事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」（令和 7 年 8 月 7 日付け国自貨第 245 号、国自安第 54 号、国自旅第 71 号）の条項を示す。

※「契約書等の該当部分」の項は、例えば「事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書契約書」第 1 条第 2 項第 3 号であれば「契 1 II」、「事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の実施方法の細目」第 1 条第 2 項第 3 号であれば「細 1 II」と記載する。

【参考例：管理の実施方法の細目】

事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の実施方法の細目

〇〇株式会社（以下「甲」という。）及び△△株式会社（以下「乙」という。）は、「事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書」（以下「契約書」という。）に基づき、本実施細目を定めるものとする。

（目的）

第1条 本実施細目は、契約書に基づく事業者間遠隔点呼業務における緊急時の連絡及び委託料について定めるものである。

（緊急連絡等）

- 第2条 事業者間遠隔点呼実施者は、運行の業務前に係る事業者間遠隔点呼において、当該運転者等が運行の業務に従事すべきではないと判断した場合は、当該運転者等にその旨及び理由を説明するとともに、速やかに、甲に連絡しなければならない。
- 2 前項の規定により、事業者間遠隔点呼実施者から連絡があった場合、甲の〇〇営業所（以下「甲営業所」という。）の運行管理者から運転者等に対する連絡を行うとともに、運行の可否の判断や交替運転者の手配等を行わなければならない。
- 3 事業者間遠隔点呼実施者は、運行の業務後に係る事業者間遠隔点呼において、アルコール検知器による検知結果等により、法令違反等を発見した場合は、事業者間遠隔点呼を受けている運転者等にその旨を説明した上で、速やかに、甲に連絡しなければならない。
- 4 乙は、全ての事業者間遠隔点呼実施者が不在となった場合、全てのアルコール検知器が故障した場合等、事業者間遠隔点呼業務を行うことができなくなったときは、直ちに甲に連絡しなければならない。
- 5 甲は、長期間、事業者間遠隔点呼等を受け、甲営業所の運行管理者から対面点呼を受けない運転者等に対しては、1か月に1回以上は対面等により運転者等の健康状態を把握するとともに、指導及び監督を適切に行うことにより、当該運転者等の安全運転の遵守等に努めなければならない。

（委託料の金額等）

第3条 甲は乙に対し、契約書第7条に掲げる委託料として、【例：事業者間遠隔点呼1回につき〇〇〇円を、毎月〇〇日締め、翌月〇〇日払いで支払う】。【算出の方法、基準及び支払方法・支払期限について明確に記載。また、業務量又は諸経費の増加又は減少を伴う管理の受委託内容の変更が行われた場合の、委託料の増額又は減額の算出の方法等についても明確に記載】

（契約の履行）

第4条 本実施細目に定めがない場合及び疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）及び△△株式会社（以下「乙」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条第1項又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第29条第1項（第35条第6項及び第37条の2第3項において準用する場合を含む。）に基づき、甲が経営する【●●事業】における事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託について、次のとおり契約を締結する。

（受委託の範囲）

第1条 甲は、甲の〇〇営業所（以下「甲営業所」という。※複数ある場合は全ての営業所を記載）の業務のうち、【例：午後●時から翌日午前●時までの間に行う】【業務前及び業務後】点呼（遠隔点呼によるものに限る。）及び当該点呼の実施記録及び保存に係る業務（以下「事業者間遠隔点呼業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（受委託に係る条件）

第2条 甲及び乙においては、事業者間遠隔点呼業務の実施にあたり、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）第5条の機能の要件を満たす遠隔点呼機器を使用して行うこととし、遠隔点呼機器の導入、管理にあっては甲及び乙のそれぞれの責のもとに行うこととする。

2 事業者間遠隔点呼業務の実施場所については、点呼告示第6条の施設及び環境の要件を満たし、また、甲及び乙においては、同告示第7条に定める運用上の遵守事項を遵守することとする。

（契約の履行）

第3条 甲及び乙は、本契約の内容について、事前に協議の上で定めるとともに、信義に基づき誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項並びに契約内容及びその履行に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定する。

2 甲は委託する業務内容を変更する必要がある場合は、十分な時間的余裕を持って、乙と協議する。

（秘密保持及び個人情報の管理）

第4条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また、事業者間遠隔点呼業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、事業者間遠隔点呼を受ける甲営業所の運転者等に係る個人情報について厳格に管理を行わなければならない。また、事業者間遠隔点呼業務に必要な範囲を超えて、これを使用、提供等してはならない。

（緊急連絡体制表の提出）

第5条 緊急時の連絡を円滑に行うため、甲は、あらかじめ緊急時の連絡体制表を乙に提出しなければならない。なお、事業者間遠隔点呼の実施にあたって異常等

が生じた場合の対応については、別途、事業者間遠隔点呼に係る業務の報酬その他管理の実施方法の細目において定める。

(事業者間遠隔点呼業務の調査・管理)

第6条 甲は、乙が事業者間遠隔点呼業務を適切に行っているか否かを確認するため、当該事業者間遠隔点呼業務が行われた後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、甲及び乙の間で電磁的に共有される点呼記録の確認を行うとともに、乙に対し、定期的に調査を行うことができる。この場合において、甲は、当該調査に必要な限度において、【例：事業者間遠隔点呼業務の視察、事業者間遠隔点呼実施者への質問、事業者間遠隔点呼業務に関する施設、帳簿、書類その他の物件の調査・管理等】を行うことができる。

2 甲は、前項の調査により、是正すべき事項を見つけたときは、乙に当該是正すべき事項を申し入れなければならない。

3 乙は、前二項の規定に基づき甲が行う調査等に協力するとともに、前二項の規定に基づく調査によらず乙において是正すべき事項が明らかとなった場合には、乙は当該事項について甲に報告しなければならない。

(委託料)

第7条 甲は乙に対し、事業者間遠隔点呼業務に要する費用及び管理の報酬（以下「委託料」という。）を支払う。なお、委託料の金額、支払時期等については、別途、事業者間遠隔点呼に係る業務の報酬その他管理の実施方法の細目において定める。

(契約期間)

第8条 本契約の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、期間満了○か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、乙は○○運輸局長の許可を取得した上で、更に○年間本契約を延長するものとし、以後この例による。

(契約の終了)

第9条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、速やかに相手方に連絡しなければならない。この場合、乙は速やかに本契約の終了に係る手続を行わなければならない。

(1) 第6条の規定に基づく調査の結果、乙が適切に事業者間遠隔点呼業務を適切に行っていないことが判明し、当該内容が是正されないとき

(2) 甲営業所又は乙の○○営業所のいずれかが、道路運送法第40条又は貨物自動車運送事業法第33条の規定による行政処分（許可の取消し又は事業停止処分に限る。）を受けたとき

(3) 次条の規定により、契約を解除するとき

(契約の解除)

第10条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、その相手方は、催促その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別精算、民事再生手続若しくは会社更生手続の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
- (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売申立て、又は公租公課滞納処分を受けたとき
- (3) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
- (4) 自ら振出し又は引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等支払が停止されたとき
- (5) 相手方が本契約の各事項に違反したとき
- (6) 相手方に重大な過失又は背信行為があったとき
- (7) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき